



令和8年度広島県最低賃金の改正に係る公益委員見解

令和8年8月17日

令和8年7月7日に広島労働局長から広島県最低賃金改正の諮問を受け、4回にわたり、当専門部会を開催し、公労使委員による真摯な議論が展開され、慎重に審議を重ねたところである。

公益委員見解として、令和8年度広島県最低賃金の引上げ額は、56円（引上げ率5.2%）とする。

1 労使双方の委員の見解

(1) 労働者代表委員

2026年5月の消費者物価指数は、前年同月比で広島市1.6%、福山市1.2%上昇している。食料価格はさらに高い伸びを示しており、広島市で3.6%、福山市で2.6%上昇している。特に低所得層ほど食料支出の割合が高いため、生活への影響が大きい。

連合リビングウェイジの試算では、広島県における単身成人の最低限必要な賃金水準は時間額1,180円としている。春闘では、連合の最終集計で全体5.01%、中小組合4.69%の賃金引上げ率となり、賃金引上げの流れは確実に継続している。毎月勤労統計調査結果の広島県賃金額の推移（パート、規模別）を見ると、5～29人規模の令和7年の賃金上昇率は前年比6.7%であり、これは最低賃金近傍で働くパート労働者の実態を反映した数値であると考えて重視している。

広島県内では、設備投資や生産活動に改善の動きが見られ、県内中小企業においても賃金引上げを実施又は予定している企業が増加している。通常の事業の賃金支払能力について、企業の支払能力を示す県別データが存在しない中では、春季労使交渉の結果や賃金引上げ率が支払能力を示す一つの指標であるとする。第4表③でBランクの賃金上昇率が3.7%となっているが、この数字は直接、事業の支払能力を示しているとは考えておらず、賃金や生計費など比較的把握しやすい要素をより重視せざるを得ない。

以上から、賃金引上げ額は72円を提示する。

なお、発効日については、発効日を越年とした地域において、最低賃金近傍労働者の約3割が賃金上昇時期の遅れを感じ、仕事へのモチベーション低下や家計への悪影響を指摘していることから、最低賃金額の改定の効果は速やかに労働者へ及ぶべきであり、法定発効を原則とすべきである。

(2) 使用者代表委員の見解

賃金引上げの必要性そのものは認識しているが、中央最低賃金審議会が示した B ランク 56 円、5.2%の賃金引上げ水準は、広島県内の中小企業・小規模事業者にとって極めて重い負担となる可能性がある。

生計費については、食料品を中心に生活費負担が依然として大きいことは認めるものの、各種消費者物価指数の上昇率は、前年に比べ鈍化している。広島市の消費者物価指数のうち、持家の帰属家賃を除く総合の対前年上昇率を見ると、2026 年 6 月時点で 2 % 台前半となっており、食料などの指数についても前年より鈍化しており、物価動向を冷静に評価する必要がある。

賃金については、春季賃金引上げの流れが継続していることは認めるものの、その内容を見ると企業規模による差が大きい。賃金引上げ率は、経団連の 500 人未満企業で 4.20%、連合広島の 300 人未満で 4.72%、中小企業や小規模事業者では 3 % 台の賃金引上げにとどまる事例が見られる。経団連、連合広島の数値は、実際に労使交渉によって決定された賃金引上げ率であることから、未組織労働者へ波及するとしても、これを大きく上回ることは考えにくく、一部大企業の賃金引上げ状況のみをもって、地域全体の賃金動向を評価すべきでない。

最低賃金法に定める三要素のうち、通常の事業の賃金支払能力を特に重視すべきで、原材料費、エネルギー価格、人件費の上昇が続く中で、中小・小規模事業者の価格転嫁が十分に進んでいない。価格転嫁率は 54.2%、労務費の転嫁率は 50%にとどまっており、価格転嫁が十分にできない事業者が依然として多数存在し、賃上げ原資を確保できない企業の状況を踏まえるべきである。景況感は横ばい又はやや改善傾向に見える一方で、利益面では厳しい状況も見られ、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力が十分に改善したと評価することは慎重であるべきである。通常の事業の賃金支払能力を数値化することは難しいと思うが、中央最低賃金審議会でも第 4 表の重要性が指摘されており、第 4 表③で B ランクの賃金上昇率が 3.7%であることは、通常の事業の賃金支払能力を示す指標の一つと考える。最低賃金の引上げは、継続的な負担となるため、事業者が安定して支払える水準とすべきである。

以上から、賃金引上げ額は 46 円を提示する。

また、発効日については、賃上げ原資の確保、価格交渉、価格転嫁、給与規程の改定等に一定の準備期間が必要であり、12 月 1 日又は 1 月 1 日の発効も議論すべきである。

以上、中小企業・小規模事業者が実際に対応可能な賃金引上げ額と発効日の双方につ

いて、法定３要素に係る各種指標に基づいた、慎重な判断が必要である。

(3) 公益委員

公益委員として、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力したが、残念ながら、意見の一致をみるに至らなかった。

2 公益委員見解

- (1) 本年度の広島県最低賃金の改正に際しては、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」においてとりまとめられた「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月２３日）の２(２)及び３(４)に記載された対応方針を踏まえ、中央最低賃金審議会で示された目安額（Ｂランク 56 円）を参考にし、最低賃金決定の３要素のデータに基づき、広島県の実情を考慮して検討を行った。

検討するに当たっては、労使各側からの意見、目安小委員会配付資料、事務局から提供のあった広島県における最低賃金に関する基礎調査結果、労働経済指標、消費者物価指数等の資料を参考とした。

- (2) 広島県における最低賃金決定の３要素については、次のとおりである。

ア 労働者の生計費

全国、広島市、福山市の消費者物価指数（総合）を比較すると、令和７年の前年比は、全国 3.2％に対し、広島市 3.4％、福山市 3.2％であり、令和８年５月の前年同月比は、全国 1.5％に対し、広島市 1.6％、福山市 1.2％であった。

10 大費目指数（令和２年を 100 とした指数）のうち食料については、令和７年 10 月以降、広島市では 130 を超えており、令和８年５月は、広島市 130.9、福山市 128.1 であった。

広島市の消費者物価指数の対前年上昇率について、令和８年６月以前の１年間、９カ月間、６か月間の平均値を見ると、食料は 5.2％、4.5％、3.8％、食料（生鮮食品を除く）は 6.3％、5.6％、4.9％、光熱・水道は－2.2％、－2.2％、－3.3％、持家の帰属家賃を除く指数は 2.5％、2.2％、1.8％であった。

消費者物価指数は上昇局面にあって、その上昇率は食料関係で高い水準が続いているが、昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

イ 賃金

賃金改定状況調査結果では、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率を示す第４表を見ると、①②におけるＢランクの合計は昨年の 2.9％を上回る 3.4％、パートタイム労働者は昨年の 3.5％を下回る 3.2％、継続雇用労働者の調査結果である③に

おけるBランクの合計は昨年の3.4%を上回る3.7%、パートタイム労働者は昨年の3.6%を上回る4.0%であった。

毎月勤労統計調査結果では、広島県のパートタイム労働者の賃金額の推移を見ると、令和7年における調査産業計の賃金上昇率は、5人以上で前年比5.9%、30人以上で前年比5.8%であった。

今年の春季賃金引上げ妥結状況で、連合広島の状況を見ると、賃金引上げ率は、全体計が昨年の5.48%を下回る5.07%、300人未満が昨年の4.83%を下回る4.72%であり、いずれも連合全体の集計結果を上回っているものの、昨年より低下している。

企業規模等によって、賃金上昇率に差が見られるが、中小企業を含めた賃金引上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

日本銀行広島支店から発表された「企業短期経済観測調査結果の概要（2026年6月）」では、広島県内の全産業の業況判断D.I.は前回の19ポイントから22ポイントへ増加していた。売上高の前年度比は、25年度実績を見ると、全産業で-4.1%、製造業の中小企業で-5.6%、非製造業の中小企業で2.0%であり、26年度計画を見ると、全産業で2.9%、製造業の中小企業で3.4%、非製造業の中小企業で0.3%であった。

広島県商工労働局から発表された「広島県経済の動向」（令和8年7月31日）では、県内経済の動向について、基調判断で「緩やかな回復基調にある」、生産指標は「緩やかに持ち直している」、設備投資指標は「増加している」とされ、企業倒産の状況は、前月比で6件減、前年同月比で同件数であった。県内経済の先行きとしては、今後の中東情勢の展開や原油価格の動向などが、県内の金融経済情勢に与える影響を注視していく必要があるとされていた。県内主要製造業の令和8年5月の鉱工業生産指数を見ると、一般機械は前年同月比で8.9%の減少となっていたが、鉄鋼、自動車、造船、電気機械は前年同月比で4.1%～21.9%の範囲で増加していた。

中国財務局から発表された「広島県内経済情勢報告」（令和8年8月5日）では、企業収益は「8年度は増益見込み」とされており、前年度比で中堅企業-4.7%、中小企業-3.6%であったが、前回報告内容から改善傾向であった。企業景況感は『『下降』超幅が拡大している』とされていたが、今後は『下降』超幅が改善される見通しであった。

価格転嫁の状況は、中小企業庁から発表された「価格交渉促進月間（2026年3月）フォローアップ調査結果」では、価格交渉が9割超で行われているものの、労務

費の価格転嫁率は50.0%、広島県におけるコスト増に対する転嫁率を見ると、発注企業で55.3%、受注企業で57.5%であった。

企業規模、業種により状況が異なるものの、全体としての景況感は悪い状況になっていない。しかしながら、価格転嫁の状況、賃金改定状況調査結果の第4表、春季賃金引上げ妥結状況、今後の中東情勢等を鑑みるに、引き続き、資本規模の小さい企業における賃上げ原資の確保には十分留意する必要がある。

(3) 広島県の地域情勢

令和8年5月分の広島労働局管内の雇用情勢では、有効求人倍率1.36倍で全国第10位、中国地方第2位であった。広島県の転出超過の状況は、令和5年の11,409人をピークとして、令和7年は9,921人であった。「企業短期経済観測調査結果の概要（2026年6月）」では、広島県内の全産業の雇用人員D.I.は-29ポイントであり、前回の3月調査から1ポイント改善しているものの、企業における人手不足感は継続している。

(4) 引上げ額について

以上2(1)～2(3)より、本年度の広島県最低賃金の改正決定に当たり、消費者物価指数が上昇局面であることや中小企業を含めた賃金引上げの流れが継続していることを重視し、最低賃金額を引き上げる必要があると考える。

令和8年度広島県最低賃金の引上げ額については、消費者物価指数の対前年上昇率、賃金の上昇率、通常の事業の賃金支払能力及び広島県の地域情勢を総合的に勘案すると、56円（引上げ率5.2%）が妥当である。

(5) 発効日について

中小企業・小規模事業者を中心に、各種コストの上昇を背景として、賃上げ原資の確保に難しさがあることや賃金額を改定する際の事務処理期間にも十分留意しなければならない。他方で、県内企業の景況感は総じてみれば大きく落ち込んでいる状況になく、企業活動は一定程度維持されていると考えられ、災害等による指定日発効を必要とする事情までは確認できない。

このような状況から、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力等を十分考慮してもなお、最低賃金近傍で働く労働者へ速やかに改正最低賃金額を波及する必要があることから、発効日については、法定発効とすることが妥当である。

3 政府等に対する要望

- (1) 地方最低賃金審議会の更なる充実のため、賃金改定状況調査等の県別データの提供ができるよう改善すること。

- (2) 地域別最低賃金額の改定の目安を導き出した根拠及び導き方の詳細を、地方最低賃金審議会に対して明確に示すこと。
- (3) 発効日の在り方については、事業者が対応すべき準備期間の考え方を具体的に示すこと。
- (4) 物価上昇が続いていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を推進するよう、業務改善助成金をはじめとする各種支援策の周知について、引き続き、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図ること。
- (5) 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化、とりわけ、価格転嫁率の目標値を定める等、成果が可視化できるように取り組むこと。
- (6) いわゆる「年収の壁」への対応として、拡充されたキャリアアップ助成金による事業主の支援や本年4月から開始された被扶養者の新たな認定方法について、円滑な運用が図られるよう必要な支援を行うこと。